

令和8年度 教育課程について（届）

このことについて、昭島市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人間尊重の精神に基づき、自主性と創造性に富み、心身ともに健康で人間性豊かな知・徳・体の調和のとれた児童の育成を目指して次の目標を掲げる。

- やさしく 【正しい判断力、思考力、表現力を身に付け、仲間を大切にする児童】
- 強 く 【心と体をきたえ、健康で明るく、自己管理のできる児童】
- よく考え 【自ら課題を発見し、意欲的に学び、主体的に活動・行動できる児童】
- 手をつなぐ拝島の子供 【相手の立場を理解し、互いに認め、助け合うことのできる社会性豊かな児童】

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の定着

- (ア) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学ぶ態度を醸成するために、問題解決型の学習の授業改善を通して、個別最適な学びや協働的な学びの実現を図る。
- (イ) 問題解決的な学習や体験的な活動、プログラミング的思考を取り入れた学習活動を充実させることで、自ら学び探究する意欲を高め、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を図る。
- (ウ) 児童に必要な資質・能力を明確にし、「めあて・見通し・振り返り」のある学習活動を行うとともに、指導方法の工夫、学習過程の改善を行い、児童が自ら考え活躍する学習を推進する。
- (エ) ICT 機器の積極的な活用や学校図書館等の活用を通し、読書・言語・情報への興味関心を高め、自らの考えを発信し、仲間と共に学び、他者や社会に役立つことのよさに気付く学習内容の展開を図る。

イ 豊かな心の醸成

- (ア) 教育活動全体を通じた人権教育の推進により、自己肯定感・自己有用感・自己効力感の育成を図るとともに、自分も他の人も大切に思う思いやりの心を育み、社会の一員として社会に貢献しようとする態度を醸成する。
- (イ) 道徳教育の充実を図るとともに、自然体験や交流活動等の学習の機会を活かし、自ら考え主体的に行動し、自他を慈しみ生命を尊重する児童の育成を目指す。
- (ウ) 学級会活動での話し合いや、縦割り班活動を通して異年齢集団での交流、地域の方やゲストティーチャーとの関わり合いを深め、すすんで活動に取り組み協力する児童の育成を図る。
- (エ) いじめ、不登校、学校生活になじめない児童への対応として、学校いじめ対策委員会、不登校対策会議等を行い、SC、SSW、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携を密にして、教育相談体制の充実を図る。また、不登校児童へのつながりを大切にし、タブレット端末の活用による支援や、校内別室での指導など状況に応じて実施していく。特にいじめについては、認知報告・解消報告書類の作成、提出を行う。
- (オ) 特別支援教室と通常の学級が積極的に連携し、自他を尊重し合い、共に生きようとする児童の育成を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を整え、児童一人一人に対する支援を適切に行う特別支援教育を推進する。

ウ 健やかな体の育成

- (ア) 体力・運動能力調査等の結果から児童の実態を把握し、「元気アップガイドブック」を活用した体力向上への取組や、「グッドモーニング 60 分」を活用した健康な生活習慣づくりへの取組を組織的に行う。
- (イ) 安全教育年間指導計画に基づき、避難訓練、セーフティ教室等の実施、防災ノートの活用を通して、安全教育や防災教育を推進する。
- (ウ) アレルギー疾患対応マニュアルに基づき、保護者・担任・学校が児童の状況を適切に把握し、食物アレルギー事故防止の徹底に努める。
- (エ) 生活習慣や食に関する正しい知識、性に関する知識、がんをはじめとする成人病や薬物乱用防止について学び、健康で安全な生活を送るための教育を推進する。

エ 輝く未来に向かって

- (ア) 小中連携教育、スタートカリキュラムの推進を行うとともに、幼稚園・保育所等、中学校との交流を通して、幼保小中の連携を図り、児童にとって、安心して通える学校づくりを目指す。
- (イ) 環境教育、日本の伝統・文化に関する教育、国際理解教育を推進し、国際社会において活躍できるグローバルな人材の基礎を育成する。
- (ウ) 社会に開かれた教育課程を実施し、キャリア教育等を通して、自らを見つめ、よりよい判断が出来る自律した児童を育成するための指導の充実を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等

ア 各教科

- (ア) 学力調査等の結果を活用して児童の状況を的確に分析・把握し、全教員で課題を共有して組織的に授業改善に取り組み、主体的に学ぶ楽しさや成就感を味わえる学習づくりの充実を図る。また、教科担任制を活かし、教科の専門性を高めたり、算数科においては、習熟度別ガイドラインに基づいた習熟度別学習を行ったりすることにより、学力向上を目指す。
- (イ) 「昭島市立学校教育のユニバーサルデザイン」に基づき、児童一人一人が安心して学校生活を過ごすことができるよう、教室環境・学習環境・学習方法の改善を図り個別の指導及び個性的な学びの推進を図る。また、連携型個別指導計画の活用により、特別支援教室と連携し児童の状況に応じた指導・支援の充実を目指す。
- (ウ) 各教科の指導に当たっては、基礎・基本の定着とともに、問題解決型学習を通し探究的な学習の育成を図る。また、ICT 機器の積極的な活用を推進し、情報モラル及びデジタルシティズンシップ教育に関する指導を含め充実を図る。併せて、学習の定着に課題のある児童に対しては、放課後・土曜・夏季休業日補習教室への積極的な参加を促すとともに、家庭学習の個別化を図り習慣化を促す。

イ 道徳科

- (ア) 学校の教育活動全体を通して道徳教育を展開するとともに、「特別の教科 道徳」の全体計画及び年間指導計画に基づいた指導を行い、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方を考える力を育てる。
- (イ) 道徳授業地区公開講座を開催し、家庭や地域と連携し、道徳教育推進教師を中心に道徳の実践力を育てる。

ウ 外国語活動

- (ア) 学校の外国語教育中核教員を中心に ICT 機器を活用した題材や活動など指導を工夫し、児童が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。また、第6学年においてはTGGへの参加を行う。
- (イ) 外国語の音声やリズムに慣れ親しませるとともに、ALTや講師との交流から異文化理解を深めさせる。

エ 総合的な学習の時間

- (ア) 国際理解・環境・福祉・情報などについて自ら課題を見つけ、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行う。その際、主体的・協働的に取り組み、自己の生き方について考えるとともに、国際社会の課題(SDGs等)についても目を向けさせ、積極的に社会に参画し、変化させようとする態度を養う。
- (イ) 学校図書館や情報機器、身近な施設や保護者・地域の人材等、地域の教材や学習環境を積極的に活用する。

オ 特別活動

- (ア) 主権者教育の視点に立つ、自発的、自治的な取組を重点化し、学級活動やクラブ・児童会活動、縦割り班活動などの充実を図る。
- (イ) 学校行事や縦割り班活動を通して集団への所属感や連帯感を深め、主体的に考え実践できる態度を育てる。
- (ウ) 「キャリアパスポート」を活用し、目標と振り返りの活動を重視し、自己実現に向けた活動を推進する。

(2) 特色ある教育活動

- ア 学校運営協議会制度を活かしながら、地域のリソースを活用した学びや、ゲストティーチャーによる教育活動を通して、地域の自然・文化のよさや障害者理解を体験し、地域が大切にしてきたものや考え、自分と異なる考えや経験、境遇に置かれる人への理解を進め、多様な価値観を受け入れ、広い視野をもって社会を考え、改善しようとする意欲がもてるグローバルな感覚をもった人材育成に取り組む。

- イ 学校図書館支援員・図書ボランティアによる読み聞かせや図書館の環境整備などを積極的に行い、読書に親しむ児童の育成を図る。

- ウ 体力・運動能力調査の結果を踏まえ体育授業の改善を図るとともに、児童自身が「元気アップガイドブック」を活用して主体的に体力向上に取り組むよう支援する。また、オリパラレガシーの拝一小ピックでの運動遊びや、放課後子ども教室での活動につなげる。

- エ 150周年に向けて委員会活動や縦割り班活動を充実させ、地域の人材との交流を通して愛校心を育てる。

- オ 校内委員会の充実を図り、特別支援教室の教員や関係機関との連携やアセスメントについての理解を深め、個に応じた指導の充実を図る。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) 言語環境を整え、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、規範意識やSNS等の使用に係る情報モラル、安全意識の向上を図り、自らの健康と安全に留意させ、生命の安全教育の充実を図る。
- (イ) 学級満足度調査の結果を踏まえ、個や集団に予防的な支援を行うとともに、不登校傾向児童に対して、組織的な対応を行う。また、定期的に開催する学校いじめ対策委員会を中心にいじめの未然防止・早期解消に努める。さらに、他者にSOSを出すことの重要性を児童に伝え、悩みや困りごとの相談への敷居を下げ、スクールカウンセラーを含めた組織的な支援システムの有効性を高め、自殺予防につなげる。
- (ウ) 特別支援教育コーディネーターを中心に合理的配慮の実施に向け校内委員会の充実を図る。学校生活支援シート・個別指導計画を見直し、指導の充実を図る。また、保護者への啓発とともに副籍制度などエリアネットワークの活用を進める。
- (エ) 家庭・地域及び関係諸機関との連携を強化し、学校内外における児童の安全を確保し、犯罪被害を防止する。また、「防災ノート」を活用して自助・共助・公助の考えに基づく防災教育を実施し、他人を思いやる児童の育成を図る。
- (オ) 食育の充実とともに、「アレルギー疾患対応マニュアル」に基づいた食物アレルギー事故防止を徹底する。

イ 進路指導

- (ア) 年3回の取組を通して小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を見通した小中連携教育を推進する。
- (イ) 幼稚園や保育所等との連携を強化し、入学段階において「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえたスタートカリキュラムを充実させ、円滑に小学校生活が始められるようにする。